

日本体育大学における研究活動の基本方針

平成 20 年 5 月 14 日教授会決定

(基本方針)

この基本方針は、日本体育大学及び日本体育大学大学院（以下「本学」という。）が建学の精神に則り、総合的な学術研究（以下、「研究活動」という。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、本学の研究活動の振興に関する施策を計画的に推進することにより、我が国の体育・スポーツの総合的な発展に貢献するとともに、国民の健康の増進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

(活動方針)

研究活動の基本方針に基づき、以下に掲げる活動方針を定める。

1 研究水準及び研究の成果等に関する活動方針

(1) 目指すべき研究の方向と水準に関すること

- ア 体育・スポーツの科学的・先端的研究を遂行する機関として世界的に最高水準の中核的研究拠点を目指す。
- イ 体育・スポーツ又は健康・福祉に関する新しい知の創造を目指す卓越した基礎研究に重きを置き、基礎研究に支えられた先端的研究の発展を促進する。
- ウ 教員等養成大学の責務として、教養教育科目、外国語科目及び教職に関する専門科目に係る分野の研究を奨励する。

(2) 成果の還元等に関すること

- ア 本学の競技力向上に資するため、研究の成果を本学の教育及び日本体育大学学友会へ積極的に還元する。
- イ 人類の健康の増進及び福祉の充実とスポーツ文化の向上及び体育の発展に貢献するため、研究の成果を社会に向けて常に発信する。
- ウ 社会の要請に対応して産学連携研究を推進し、体育・スポーツを通じた産業の振興、地域・社会の発展に貢献する

(3) 研究の水準・成果の検証に関すること

- ア 研究の質の向上を図るため、研究の水準・成果を評価・検証する体制を構築し、機能させる

2 研究支援体制等の整備に関する活動方針

(1) 基本計画に基づいた研究環境の整備に関すること

- ア 重点的及び戦略的な予算確保に努める。

イ 研究目標の達成に有為な人材の確保に努める。

ウ 共同利用が可能な研究設備を積極的に整備するとともに、研究設備及び研究資産の効率的運用を可能とする研究環境を構築する。

(2) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関すること

ア 知的財産の創出、取得、管理及び活用を戦略的に実施するための体制を整備し、研究成果の有効活用を図る。

(3) 研究の質の向上システム等に関すること

ア 学部、研究科、各附置機関の研究活動に関する自己点検・評価体制を確立し、評価基準を明確にする。

イ 全学的な体制の下で、研究活動を総括する階層的な評価システムを確立する。

ウ 長期的視点から研究の質の向上・改善を効果的に進めるためのシステムを確立し、機能させる。

3 学内共同利用研究施設及び設備等に関する活動方針

(1) 学内共同利用研究施設及び設備等について、その役割と機能を明確にし、使命遂行に一層努める。

4 公的研究費の適正な運用・管理体制の構築に資する活動方針

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」の趣旨に基づき、公的研究費を適正に管理・運営するための更なる環境整備に取組み、具体的な施策を取っていくとともに、教職員のコンプライアンス向上の努力を行う。

（基本計画の策定及び活動方針の実施）

1 研究活動委員会は、原則5年間の基本計画を策定しなければならない。

2 学部、研究科、附置機関及び各委員会は、基本計画の実施について積極的に協力しなければならない。

この基本方針は平成20年5月14日から実施する。